

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第1部門第1区分

【発行日】令和4年7月1日(2022.7.1)

【国際公開番号】WO2020/002435

【公表番号】特表2021-529532(P2021-529532A)

【公表日】令和3年11月4日(2021.11.4)

【出願番号】特願2020-573349(P2020-573349)

【国際特許分類】

A 2 3 L 2/66(2006.01)

A 2 3 L 2/52(2006.01)

A 2 3 L 2/38(2021.01)

A 2 3 L 2/60(2006.01)

A 2 3 L 2/56(2006.01)

A 2 3 L 29/20(2016.01)

A 2 3 L 33/19(2016.01)

A 2 3 C 9/154(2006.01)

A 2 3 C 21/06(2006.01)

10

【F I】

A 2 3 L 2/66

A 2 3 L 2/00 F

A 2 3 L 2/00 J

A 2 3 L 2/38 P

A 2 3 L 2/60

A 2 3 L 2/56

A 2 3 L 29/20

A 2 3 L 33/19

A 2 3 C 9/154

A 2 3 C 21/06

20

30

【手続補正書】

【提出日】令和4年6月23日(2022.6.23)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

以下を含む、2～4.7の範囲のpHを有し、包装された熱処理飲料調製物：

前記飲料の重量に対して2～45%w/wの総量のタンパク質、その少なくとも85%w/wはラクトグロブリン(BLG)である、ならびに

任意に甘味料、糖ポリマー及び/又は香料、

タンパク質画分が少なくとも1.11の固有トリプトファン蛍光発光比(I330nm/I350nm)を有する、及び/又は

タンパク質画分が最大で10%のタンパク質変性度を有し、

少なくとも低温殺菌されている。

40

【請求項2】

無菌である請求項1に記載の包装された熱処理飲料調製物。

【請求項3】

50

最大で10%のタンパク質変性度を有する、請求項1又は2に記載の包装された熱処理飲料調製物。

【請求項4】

3.0~4.3の範囲のpHを有する、請求項1~3のいずれかに記載の包装された熱処理飲料調製物。

【請求項5】

飲料調製物のタンパク質画分が、CIELABカラースケールで-0.10~+0.51の範囲の色値デルタb*を有する、請求項1~4のいずれかに記載の包装された熱処理飲料調製物、デルタb* = 室温で測定された、b6.0w/w%タンパク質に標準化された試料* - b脱塩水*である。

10

【請求項6】

CIELABカラースケールで-0.10~+0.51の範囲の色値デルタb*を有する、請求項1~5のいずれかに記載の包装された熱処理飲料調製物、デルタb* = 室温で測定されたb6.0w/w%タンパク質に標準化された試料* - b脱塩水*である。

【請求項7】

Na、K、Mg及びCaの量の和が最大で750mMである、請求項1~6のいずれかに記載の包装された熱処理飲料調製物。

【請求項8】

最大で200NTUの濁度を有する、請求項1~7のいずれかに記載の包装された熱処理飲料調製物。

20

【請求項9】

100/秒のせん断速度で、摂氏22度で測定して、最大で200cPセンチポアズの粘度を有する、請求項1~8のいずれかに記載の包装された熱処理飲料調製物。

【請求項10】

飲料の重量に対して4.0~35%w/w、好ましくは4.0~30%w/wの総量のタンパク質を含む、請求項1~9のいずれかに記載の包装された熱処理飲料調製物。

【請求項11】

タンパク質の、少なくとも90%w/wがベータ-ラクトグロブリン(BLG)であり、好ましくは少なくとも92%w/w、がベータ-ラクトグロブリン(BLG)である、請求項1~10のいずれかに記載の包装された熱処理飲料調製物。

30

【請求項12】

以下の工程を含む、2~4.7の範囲のpHを有する、包装された熱処理飲料調製物を製造する方法：

a) 以下を含む液体溶液を提供すること：

2~45重量%の総量の、その少なくとも85%がBLGであるタンパク質であり、2~4.7の範囲のpHを有し、

任意に、甘味料、糖ポリマー及び/又は香料、

ただし、液体溶液のタンパク質画分が少なくとも1.11の固有トリプトファン蛍光発光比(I330nm/I350nm)を有する、及び/又はタンパク質画分が最大で10%のタンパク質変性度を有する、

40

b) 前記液体溶液を包装すること、

工程a)の前記液体溶液及び/又は工程b)の包装された前記液体溶液は少なくとも低温殺菌を含む熱処理に供される。

【請求項13】

タンパク質吸収不良に関連する疾患を治療する方法において使用するための、請求項1~11のいずれかに記載の包装された熱処理飲料調製物。

【請求項14】

栄養補助食品としての請求項1~11のいずれかに記載の包装された熱処理飲料調製物の使用。

【請求項15】

50

運動前、運動中又は運動後に摂取される、請求項 1 3 に記載の包装された熱処理飲料調製物の使用。

10

20

30

40

50